

市・県民税の申告が必要な人

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では、前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

平成30年1月1日現在、高萩市に住んでいた人

平成29年中に収入のあった人

給与所得者

- (1) 給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2) 2ヶ所以上から給与をもらっている人
- (3) 給与所得者以外に営業等、不動産等の収入があった人(給与以外の所得が20万を超えるときは、確定申告をする必要があります)

給与所得者以外の人

- (1) 平成29年中に、個人年金、営業等、農業、不動産等の収入があった人
- (2) 公的年金収入のある人で、社会保険料控除、医療費控除等を受ける人

平成29年中に収入のなかった人

どなたの扶養にもなっていない人

高萩市国民健康保険に加入している人(申告書の提出がないと保険税の算定や減額等ができませんので、申告書左下の「前年中所得のなかった人」の欄に必要事項を記入のうえ提出してください。)

次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人、または提出予定の人
- (2) 1ヶ所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている人
- (3) 収入が公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で、所得税がかからない人

申告相談の期間・会場

[期間] 平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで
※土・日は除きます。ただし、2月18日、25日の日曜日に限り受付します。

[時間] 午前8時30分から午後4時まで

[会場] 高萩市役所 1階

※開場時間は、午前8時です。開場時間前にお越しただいても外でお待ちいただくこととなりますので、ご注意ください。

※申告相談開始後1週間程度は、会場が大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。

※市役所駐車場も混雑しますので、満車の場合は図書館等駐車場をご利用ください。

申告に必要なもの

1 申告書(前年の控えがあれば持参してください)

2 利用者識別番号の通知書(所得税申告者)
※利用者識別番号等の通知書(ハガキ)が必要です。

今回から、市役所で所得税の確定申告をする人は、「利用者識別番号」が必要となります。昨年、申告相談会場にて、利用者識別番号の取得手続きをされた人については税務署より通知が郵送されておりますので、そちらを必ずご持参ください。

なお、通知を忘れた・紛失した場合は、再度取得手続きが必要となりますので、ご注意ください。

3 印鑑

4 申告者名義の預金通帳

5 社会保険料の支払い額がわかる領収書など(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)

6 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書

7 医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書(内訳・合計金額をあらかじめまとめて記載してください)

8 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)

9 営業・農業・不動産所得等がある人は「収入内訳書」または「農業所得のお尋ね」(送付されていない人は、収入金額が分かる帳簿等、必要経費が分かる領収書等)

10 住宅ローン控除を申請する人

- ①登記事項証明書
- ②売買契約書または請負契約書などの写し
- ③住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
- ④長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑤住宅用家屋証明書の写し(④・⑤については、認定長期優良住宅の住宅ローン控除を申告する人のみ)

※その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点は税務課へお問い合わせください。

分離課税の確定申告は、市役所では受付できません

下記に記載する所得のある人は、日立税務署が開設する確定申告会場(日立シビックセンターマーブルホール)か国税庁ホームページを利用し、確定申告をしてください。

市役所で受付できない確定申告 (分離課税のある確定申告)

- ・株式等の譲渡所得 など
- ・申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
- ・利子所得
- ・土地、建物等の譲渡所得(収用による譲渡を除く)
- ・退職所得
- ・先物取引の雑所得 など
- ・山林所得

2月16日(金)から3月15日(木)まで 税の申告が始まります

今年も所得税及び市・県民税の申告時期が近づいてきました。所得税の確定申告は、日立税務署で受け付けていますが、2月16日から3月15日に限り、市役所でも受け付けています(青色申告者・分離課税申告者を除く)。申告が必要な人は、受付日時等を確認し、期日までに申告を済ませましょう。



所得税の確定申告

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346 (自動音声案内)

確定申告の期間・会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告を次のとおり行います。

[期間] 平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで

※土・日は除きます。

ただし、2月18日・25日の日曜日に限り、水戸税務署及び太田税務署と合同で、中央ビル(水戸市泉町2-3-2)において、確定申告書の用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談を行います。(この2日間は日立シビックセンター及び日立税務署庁舎での業務は行っておりません)

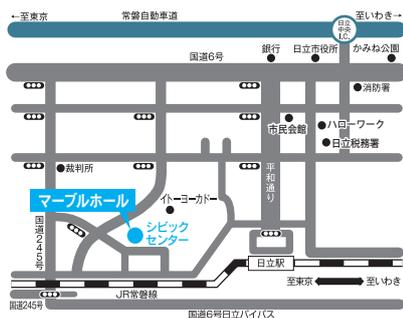
[時間] 午前9時から午後4時まで

[会場] 日立シビックセンター マールホール
(日立市幸町1-21-1)

※申告書の作成には時間を要しますので、お早目にお越しください。

※上記の会場施設駐車場は、有料となりますのでご注意ください。

※上記の確定申告会場設置期間中は、日立税務署庁舎では申告相談を行っておりません。(設置期間以外は、日立税務署での受付になります)



確定申告が必要な人

販売業・製造業・農業・漁業・サービス業等を営んでいる人や、地代・家賃・不動産売却等の所得がある人で、平成29年中の各所得金額の合計が、社会保険料控除や扶養控除等の所得控除合計額を超える人は、確定申告が必要です。ただし、平成29年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除きます。

また、給与所得者、いわゆる会社員の人で、年末調整で所得税の精算が終わっている人は、申告の必要はありませんが、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、確定申告が必要です。

- (1) 年収が2千万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受け取っている人で、年末調整をされなかった給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

※確定申告が必要でない人でも、次のような場合に申告すると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・住宅をローンで取得した場合
- ・年の途中で退職し、その後再就職していない場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・多額の医療費を支払ったとき など

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

●医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

- ※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。
- ※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

●セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

申告書にはマイナンバー(個人番号)が必要です

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入により、申告には下記が必要になります。お忘れのないようご注意ください。

◆申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載

- ◆番号確認、及び本人確認ができる書類の提示又は写しの添付(郵送提出の場合を含む)

